

## 平成27年第6回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年6月10日					
招集の場所	嘉麻市嘉徳生涯学習センター夢サイトかほ(大会議室)					
開閉会日時 及び宣言	開会 平成27年6月10日 13時 30分	開会宣言	副会長 山本 隆則			
	閉会 平成27年6月10日 15時 33分	閉会宣言	副会長 山本 隆則			
付議案件	① 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による変更許可申請について ④ 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ⑤ 議案第24号 農用地利用集積計画について(所有権移転) ⑥ 議案第25号 農用地利用集積計画について(利用権設定) ⑦ 議案第26号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価について ⑧ 議案第27号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画 について ⑨ 証明第 4号 非農地証明願いについて ⑩ 通知第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 25 名			欠席 2 名		
議事録署名委員	28 番	松 岡 茂 美	2 番	田 中 末 勝		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	大 里 芳 明	係長	松 尾 典 子		
	係	加 藤 直 子				
招集委員及 び出席並び に欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	大 里 廣	○	16	有 田 廣 志	○
	2	田 中 末 勝	○	17	浅 田 正 子	○
	3			18	梅 永 茂 美	○
	4	権 藤 春 義	○	19	縄 田 誠 一	○
	5	萬 田 紀 男	○	20	小 山 修	○
	6	松 隈 勝 久	○	21	熊 本 富 美 男	○
	7	齋 藤 英 俊	○	22	梶 原 徳 幸	○
	8	佐 藤 勝	○	23	秋 穂 勝 伸	○
	9	大 里 健 次	○	24	大 田 好 一	○
	10	有 吉 重 敏	○	25		
	11	山 上 学	○	26		
	12	岡 本 喜 久 生	○	27	大 里 善 文	○
	13	山 口 朝 光	×	28	松 岡 茂 美	○
	14	山 田 政 秋	○	29	山 本 隆 則	○
15	豊 田 武	×	30	永 水 修 一	○	

第5回嘉麻市農業委員会総会（平成27年6月10日）

事務局長 定刻になりました。本日の出欠状況をご報告いたします。在任委員27名中、出席者26名、欠席者1名で過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

議長 【配布資料の確認】

事務局 それでは、開会宣言を副会長にお願いいたします。

事務局長 只今から平成27年第6回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

副会長 【農業委員憲章朗読】

事務局長 会長挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 それでは、ご挨拶を申し上げます。まず初めにこの席に参加してあります委員さん以外の方につきまして、紹介しておきます。今日の講師の福岡県農業会議の事務局長大神さんでございます。

(大神局長) 大神です。よろしくお願いいたします。

それから、桂川町の農業委員会の局長をしてあります山本様も傍聴にお見えになっていきますので、ご承知ください。

それでは、ご挨拶いたします。今日は6月の10日です。「時の記念日」。梅雨の最中でございます。雨も適当に降り、田植えも順調に進んでいることと思います。旧暦6月は水無月と言う訳ですが、それを新暦の6月の別名ともなっております。その水無月は、漢字で書きますと水の無い月というふうに、書いてあるんですが梅雨なのにおかしいなというふうに思って調べましたら、無い「無」というのは「の」という言葉に当たるんだそうで、水の月、多く雨が降る月という意味になると思います。草苗が植えられまして、これから稲の健やかな生育を願うばかりであります。私も農業委員は後9ヶ月で任期が終わるわけでございますが、今から考えますと9ヶ月というのはだいぶ先のように思うんですけども、すぐに過ぎてしまうでしょう。そこで、この9ヶ月にどんな事が起こるのか、どのような日程が入ってくるだろうか、それを皆さんに知らせることによって緊張感を持って事にあたりたいと思っております。まずは、6月今日でございますが、後ほど紹介しますが、農業委員会法の改正について県の農業会議の大神事務局長さんより講和を詳しく聞くことにしています。7月には、鳥獣害防止・耕作放棄地の防止策を兼ねた里山活用の研修会を予定しています。講師も今確保しているところであります。7月にはまた、早苗振りと市議会推薦の農業委員さんの歓送迎会をしようということで、計画をしているところでございます。詳しくは最後の方で事務局から皆さんにお伝えすると思います。8月には国会での農業委員会法の成立がなされるものと思われまして、それがなされますと政令というのが出る訳でございますが、その政令が出次第嘉麻市農業委員会の構成についてという形で、どのようにこれから先、運営して行ったらいいのかなという試案を出したいと考えて

おります。次の新しい農業委員会にどのようにして橋渡しをするのかと言うのも現在の私どもの大切な仕事だと思っております。そこで、8月の時にはそういうものがあれば試案を出して皆さんに検討を頂き取りまとめたいと思っております。そして9月の上旬の農業委員会でそのまとまったものを皆さんに諮り、中旬には市長に建議すると共に9月の市議会に農業委員会法の改正、この様になさいましたよという事を市議会に報告をするという事になると思います。そして、10月には、嘉麻市農業委員会条例を取りまとめ、市議会に提出するという運びになると思います。12月には、定例の市議会がございますので、この時に嘉麻市農業委員会条例の制定をしてもらう必要があります。28年の1月になりますと、市長部局が新農業委員の候補者選考を開始するだろうと思います。1月末にかけて市長部局は新農業委員の候補者の選定手続きに入るでしょう。そして、28年の3月の市議会に市長はこういう方々を4月以降の農業委員として選任したいので同意をして欲しいということの提案をすると思われます。そして、28年の4月1日から新しい農業委員が発足する。そういうことを、やっぱり前も言いましたように私共が筋道をつけて次の制度がスムーズに行くようにするのは大切な仕事だと考えているところでございます。現在の農業委員会法は昭和26年3月31日に公布施行されていると法律の本を見たら書いてありますが、それから60数年ぶりに抜本的に改正されようとしています。まさに、変革の時を迎えているわけでございます。その節目の日までは、私たち農業委員は嘉麻市の農業行政に粛々と取り組んでいくことが、大切な使命と心得ています。つきましては、今後とも一層のご協力をお願いする次第であります。本日は、研修並びに通常の議事と内容が盛り沢山です、進行につきましてはよろしくご協力下さいますようお願いをして挨拶といたします。では、今日の議事がスムーズに進みますようお願いをして挨拶といたします。

それでは、これから先のことについて提案いたします。ここで、農業委員会の総会は一旦中断をいたします。そして、まず研修といいますか講和を聞きまして、そして、質疑応答等をして私どもの研修を進めたいと思っております。全体の流れとしましては、1時間以内に収めたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

【休憩】

【研修会】

さて、私の方から講師の紹介をいたします。今前に座っていただきました県の農業会議の局長さんでございます。県の普及所、県の大学校それから、農政局と言う県の行政の方に参られまして、農林事務所の所長さん、最後は福岡県総合試験場、総合農業試験場といいますかその場長さんまでされた方でございます。その後、県の農業会議の局長さんになられております。それで、ずっと農業に関わったお仕事をされておまして、農業委員会のこの締めの際にたまたま大神局長さんをされまして、ことのほか農業に関する造詣が深いので今日はわざわざ来ていただきまして、皆さんにこれから先どのように農業委員会が変わるのかと言う話をお聞きして、いろんな質問や意見の交換をして理解を深めて行きたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 総会が中断しておりましたが、今から総会を再開いたします。  
それでは、本日の議事録署名委員さんについて、会議規則第14条により議長が指名することにご異議はありませんでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、本日の署名委員に28番委員と2番委員にお願いし、書記を加藤主査に執らせます。よろしくお願ひいたします。それでは、付議案件に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお願いいたします。  
【議案第20号の表紙朗読】  
今月は、農地法第3条関係におきまして、1件の申請が出ております。  
それでは、2ページをお願いいたします。  
【農地法第3条関係審議表番号1の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇氏が譲渡人の〇〇氏より贈与で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われます。又、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料として、3ページに位置図を添付してあります。以上でございます。

会長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の19番委員にご説明をお願いいたします。

19番委員 19番です。只今事務局の方から説明があったとおりでございます。ただ補足説明と申うことで、〇〇氏は85なんです。ちょっと作業的に無理なのですが、後継者が〇〇氏と申うて55歳で立派な後継者がいますので、何の問題も無いと思ひます。

議長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願ひいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思ひます。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、議案第21号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、4 ページをお願いいたします。  
【議案第 21 号の表紙朗読】  
今月は、農地法第 4 条関係におきまして、2 件の申請が出ております。  
それでは、5 ページをお願いいたします。  
【農地法第 4 条第 1 項関係審議表番号 1 の内容朗読】  
この申請は、申請者である〇〇氏が自己所有の田 1 筆 1,476 m<sup>2</sup>のうち 861 m<sup>2</sup>を農  
家住宅建設のため、転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、  
許可申請上の書類も特に問題無いと思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。  
資料として、6 ページに位置図、7 ページに現況図、8 ページに計画平面図、9 ペー  
ジに造成断面図、10 ページに平面図、11 ページに立面図を添付しております。以  
上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明でありま  
す。地区担当の 4 番委員にご説明をお願いいたします。

4 番委員 4 番です。只今事務局が説明されましたとおりでございます。トンネルに関して  
322 号改良工事のために家の移転ということで立ち退きになっております。周辺の方  
との話しも付いておりますので、何ら問題は無いと思っておりますが、皆さんのご審議の  
程よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご  
質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問が無いようでございますので、採決に入りたいと思います。本案につ  
いて、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと  
思います。続きまして、議案第 22 号農地法第 4 条第 1 項の規定による変更許可申  
請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12 ページをお願いいたします。  
【議案第 22 号の表紙朗読】  
それでは、13 ページをお願いいたします。  
【農地法第 4 条第 1 項関係審議表（変更）番号 1 の内容朗読】  
この申請は、平成 4 年 12 月 1 日付けで専用住宅として農地転用の許可があったも  
のでございますが、今回は転用計画の変更ということで申請となっております。  
添付資料として 14 ページに位置図、15 ページに計画平面図、16 ページに平面図、  
17 ページに立面図を添付しております。転用目的については、住宅の建設というこ

事務局 とで変更はないのですが、建物の配置等について変更したいということで今回の申請が出ております。地元との協議も整っており変更申請上の書類も特に問題無いと思われれますが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の28番委員にご説明をお願ひいたします。

28番委員 28番です。只今事務局から説明がありましたように、この度息子さんは桂川に住んであって、両親と同居するという事で申請が出ております。何ら問題は無いと思われれますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願ひいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

会場 【全員挙手】

議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案も県の許可案件でございますので、県に進達したいと思ひます。続きまして、議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 それでは、18ページをお願ひいたします。  
【議案第23号の表紙朗読】  
今月は、農地法第5条関係におきまして3件の申請が出ております。  
それでは、19ページをお願ひいたします。  
【農地法第5条第1項関係審議表番号1の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇氏が、譲渡人の〇〇氏所有の田4筆、4,183㎡を賃借権設定で取得し、資材置場の拡張で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題無いと思われれますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料として、20ページに位置図、21ページに現況図、22ページに計画平面図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の22番委員にご説明をお願ひいたします。

22番委員 22番でございます。今、事務局からご説明があったとおりでございます。譲渡人の〇〇さんにつきましては、数十年離農されており、この所についても、減反対象で休

22 番委員 耕にされておられました。そして、この地域については、作られていなかったということで今回資材置場拡張ということで、地域との話も出来ておりますので問題無いかと思えます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思えます。続きまして、審議番号 2 番の説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、23 ページをお願いいたします。  
【農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 2 の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇氏が、譲渡人の〇〇氏所有の田 1 筆、414 m<sup>2</sup>を所有権移転売買で取得し、一般住宅の建設で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題無いと思われませんが、ご審議よろしくお願いいたします。資料として、24 ページに位置図、25 ページに計画平面図、26 ページに平面図、27 ページに立面図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 7 番委員にご説明をお願いいたします。

7 番委員 7 番でございます。只今事務局より説明があったとおりでございますが、譲渡人の〇〇さんは譲受人の〇〇氏の住宅建設のために売買をですね。この件につきましては、平成 25 年に申請され、転用を受けてあって今現在造成もされている状況でございますけど、その時に周辺の許可も受けてあると思えますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案も県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。続きまして、審議番号 3 番の説明を事務局にお願いします。

事 務 局 続きまして、28 ページをお願いいたします。  
【農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 3 の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇氏が、譲渡人の〇〇氏所有の田 1 筆、1,096 ㎡を所有権移転贈与で取得し、造園業の植栽場及び資材置場で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題無いと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料として、29 ページに位置図、30 ページに現況図、31 ページに計画平面図、32 ページに造成断面図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 29 番委員にご説明をお願いいたします。

29 番委員 29 番でございます。譲受人と譲渡人については兄弟でございます。〇〇さんは高齢でございます。現在は〇〇さんがこの土地を利用されている訳でございます。今回造園業をしたいという事で資材置場並びに植栽場に使用したいという申請が出ておりますので、ご審議方よろしくお願ひしたいと思ひます。また、この土地は〇〇さんの家の隣ということでございまして、地域には問題無いという事でございますので、ご審議方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思ひます。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案も県の許可案件でありますので、県に進達したいと思ひます。続きまして、議案 24 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、33 ページをお願いいたします。  
【議案第 24 号の表紙朗読】  
本件については、市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であり、今回



事務局 は1件の申請が出ております。それでは、34ページをお願いいたします。  
【農用地利用集積計画書（所有権移転）番号1の内容朗読】  
本件は、4月9日開催の第4回農業委員会総会でご審議頂き承認されました農地売買等事業に基づいて、財団法人福岡県農業振興推進機構に譲渡した農地を、今回譲受人の〇〇氏が規模拡大のため購入をする案件であります。本市の下限面積はクリアしており問題無いと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料として35ページに位置図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の14番委員にご説明をお願いいたします。

14番委員 14番です。只今事務局から説明があったとおりでございます。推進機構のほうから〇〇氏が規模拡大ということで、譲り受ける話がありました。これは、先ほども話がありましたように、70歳という高齢ではございますけど、ちゃんとした後継者がおられます。別に問題は無いかと思われまして、ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思っております。続きまして、議案第25号農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 36ページをお願いいたします。  
【議案第25号の表紙朗読】  
本件も市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは、37ページをお開きください。  
今月はこの計画書に記載しておりますように、新規で山田地区6件11筆14,965㎡、碓井地区2件2筆5,587㎡、稲築地区1件1筆498㎡、嘉穂地区10件26筆50,299㎡、更新で碓井地区2件6筆7,770㎡、稲築地区1件1筆1,304㎡の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお

議 長 願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案も原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。続きまして、議案第 26 号平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、40 ページをお願いいたします。  
【議案第 26 号の表紙朗読】

事務局長 それでは、別紙 1 をお願いいたします。  
平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、こちらは、4 月に行われました第 4 回農業委員会総会においてご承認頂き、4 月 21 から 5 月 20 日までの 1 ヶ月間、市のホームページに掲載し、又告示も行いまして農家の皆様からのご意見を伺っておりましたが、ご意見がございませんでしたので、平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は福岡県を通じて九州農政局に報告いたしたいと思います。事務局からは以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。この説明に対してご質問がございましたら願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案は県を通じて九州農政局に報告させます。続きまして、議案第 27 号平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、41 ページをお願いいたします。  
【議案第 27 号の表紙朗読】

事務局長 別紙 2、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、先ほどの活動の点検・評価と同じように、4 月 21 日から 5 月 20 日まで、1 ヶ月間市のホーム

事務局長 ページに掲載し、又告示も行いまして、農家の皆様からのご意見を伺っておりましたが、ご意見がございませんでしたので、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画は福岡県を通じて九州農政局に報告いたしたいと思えます。事務局からは以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思えます。本案につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって本案も県を通じて九州農政局に報告させます。続きまして、証明第 4 号非農地証明願いについてを議題にするわけですが、先月の総会の折に検討事項になっておりました件について、6 月の 2 日、会長・副会長・事務局とで、この件につきまして検討した結果を申し上げたいと思えます。現在の事務の流れは、非農地証明の提出があれば、その申請者に対して事務局は十分に事情を聞きその後事務局で現地を調査し、そしてその後、申請書を受理するというようにしております。そして、総会の前に事前の打ち合わせ会を会長・副会長・事務局でいたしまして、そして、総会の前、例えば今日が総会であれば、総会の前時間帯に会長・副会長それとその対象になります地区担当の農業委員さんと事務局で実際に現地を見ております。幾重にも調査検討のうえ提案しているのであります。それでこのことにつきましては、現在のやり方で総会に諮っていきたいとの結論に達しました。今後、特段の事情が生じた場合には再検討したいと思えますが、如何でございましょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 そういうふうで、十分手立てをして皆さんの前に出しておりますので、何かあれば皆さんの所に出さないで何回も何回も事務局なり私どもで検討してその結果で出しますのでそういうことで、これからも進めさせていただきたいと思えます。いいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、そのやり方に基づいて、証明第 4 号の非農地証明願いについてを事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、42 ページをお願いいたします。

事務局

【証明第4号の表紙朗読】

今月は、非農地証明願いについて1件の申請が出ております。  
それでは、43ページをお願いいたします。

【非農地証明願い関係審議表番号1の内容朗読】

当該地は、備考欄にあるように平成12年に相続により取得しましたが、平成5年以前より畑としては利用しておらず現況は宅地となっております。非農地証明発行要件であります非農地化して20年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われまますがご審議よろしく申し上げます。44ページに位置図、45ページに非農地証明経過書を添付しております。以上でございます。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の6番委員にご説明をお願いいたします。

6番委員

6番でございます。今、会長が申されましたように本日12時15分から会長・副会長・それから事務局とで現地を見させてもらいました。但し、事前に申請があった時点で私の方に本人からご相談がありましたので、聞きとり調査をいたしました。厳密に申しますと、飯田地区につきましては、家屋の鉱害復旧それから農地の鉱害復旧とございましてこの農地につきましては、宅地見なし工事の申請がありまして、その許可を経て宅地並みの畑が鉱害復旧されたという状況です。従いまして、今日も現地を見ましたら宅地並みになっておりまして、証明することについて別に問題ないと思えますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会場

【異議なしの声】

議長

それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【全員挙手】

議長

ありがとうございました。賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思えます。続きまして、通知第6号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、46ページをお願いいたします。

【通知第6号の表紙朗読】

今月は3件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております、7ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長

この件につきましては、報告のみとなっておりますので、次へ進めさせていただきた

議 長 思います。  
その他の事項につきまして事務局よりお知らせをいたします。お願いいたします。

事 務 局 それでは、事務局からお知らせいたします。  
【次回総会開催日について】  
【耕作放棄地活用の取組についての研修会】  
【耕作放棄地に関する対策委員会について】  
【さなぶり・歓送迎会について】  
事務局からは以上でございます。

議 長 これを持ちまして、全ての議事につきまして終わりました。  
ありがとうございました。

事務局長 閉会の言葉を副会長にお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして、第5回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

28番委員

---

2番委員

---